

19-4 予測

1 予測項目

予測項目は、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質とする。

2 予測の基本的な手法

(1) 温室効果ガス

対象事業の実施による次の6物質の排出量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条の規定に基づく手法に準じて把握する。

- 二酸化炭素 (CO_2)
- メタン (CH_4)
- 一酸化二窒素 (N_2O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- パーフルオロカーボン (PFC)
- 六ふつ化硫黄 (SF_6)

このうち、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄を取り扱う事業活動は限定されるため、事業内容からみてこれらの温室効果ガスを取り扱う場合に排出量等の把握を行う。

なお、温室効果ガス排出量の一般的な計算式は、次のとおりである。

$$\boxed{\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}}$$

排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に準じる。

予測結果は、予測項目ごとに、温室効果ガスの排出に係る施設、使用する原燃料等の種類及び量、排出量低減のための措置などを整理する。

(2) オゾン層破壊物質

- クロロフルオロカーボン (CFC)
- ハロン
- 1,1,1-トリクロロエタン
- ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)
- ハイドロブロモフルオロカーボン (HCB)
- 臭化メチル

これらを取り扱う事業活動は限定されるため、事業内容からみてこれらのオゾン層破壊物質を取り扱う場合に排出量等の把握を行う。

予測結果は、予測項目ごとに、オゾン層破壊物質の排出に係る施設、使用する原燃料等の種類及び量、排出量低減のための措置などを整理する。

3 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とする。

4 予測対象時期等

(1) 工事の実施

工事の期間とする。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用

対象事業に係る施設の供用後、稼働が定常状態に達した期間とする。

19-5 評価

予測結果を元に、保全目標の達成の程度について検討し、必要に応じて保全対策や事後調査の実施を予定する。

1 評価の基本的な手法

(1) 影響の回避・低減に係る評価

環境保全措置について、対象事業の実施に伴う温室効果ガス等の排出が可能な限り回避・低減されていること及びその程度について評価する。

環境影響の回避・低減に係る評価に当たっては、地球温暖化が地球規模の問題であるため、個別の対象事業における取組が地球温暖化の回避や低減にどの程度貢献しているかを把握することは困難であるが、一方で様々な取組の積み重ねが我が国全体での温室効果ガスの削減及び地球規模での環境影響の回避・低減につながることを認識することが必要である。

環境影響の回避・低減に係る温室効果ガスの評価としては、一般的には、対象事業の工事、供用に伴って排出される温室効果ガスの排出量をどのように低減する努力を行っているのか、建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術を取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により評価する必要がある。特に工場・事業場における事業活動で温室効果ガスが排出される場合などは、更に詳細な個別の評価を行う必要がある。

(例)

○発電所など燃焼系の設備が導入される場合、温室効果ガスの排出の少ない燃料の使用や燃焼方式、高効率の設備の導入、生じる排熱の有効利用などの努力がなされているか。

○バイパス道路等の場合、バイパスの建設により建設前と比較して渋滞解消による燃料使用量の減少がどの程度見込まれるか。

○廃棄物の埋立ての場合、メタンなど温室効果ガスの排出抑制の努力がなされているか。

○工作物の設置等の場合、ソーラー設備の導入、建物への断熱構造の使用等の努力、構内車両の電気自動車化などの努力がなされているか。

○HFC等では、他の物質で代替する努力がなされているか。

○HFC等の物質を使用する場合でも環境中に放出されないように、漏出防止、回収、再利用、破壊の努力をどのようにしているのか。

(2) 国又は地方公共団体が実施する環境保全施策との整合性

予測結果が、国又は県若しくは関係する市町村が実施する環境の保全の観点からの政策による基準や目標と整合が図られているかどうかについて評価する。国又は県若しくは、関係する市町村が実施する環境の保全施策に基づく基準等には、次に示すようなものがあり、これと対比して評価する。

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律

イ 地球温暖化対策に関する基本方針（平成11年総理府告示第23号）

ウ 愛媛県地球温暖化対策地域推進計画（平成8年3月）

エ 愛媛県地球温暖化防止実行計画（平成13年3月）

オ 各市町村地球温暖化防止実行計画

カ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律